

薬食化発 0927 第 1 号

平成 23 年 9 月 27 日

各
〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課

化学物質安全対策室長



危険物運搬車両に対する指導取締りの実施に伴う協力依頼について

標記について、別添のとおり警察庁生活安全局保安課長より依頼がありましたので、警視庁及び道府県警察本部との実務についての打合わせ等、御協力をお願い致します。

なお、協力にあたっては、平成 11 年 8 月 27 日付医薬発第 1036 号医薬安全局長通知で示した毒物劇物監視指導指針の運搬に関する部分を参考にするとともに、平成 15 年 4 月 4 日付医薬化発第 0404001 号本職通知で示した毒物又は劇物の流出、漏洩事故等の防止対策の運搬に関する部分についても御留意願います。



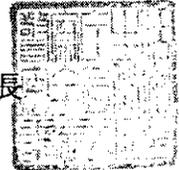
警察庁丁保発第173号

平成23年9月9日

厚生労働省医薬食品局

審査管理課化学物質安全対策室長 殿

警察庁生活安全局保安課長



危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について（依頼）

危険物運搬車両に対する指導取締りについては、平素から積極的な取組みがなされているところでありますが、一たび、危険物運搬車両による事故が発生すれば、国民の生命、身体及び財産に重大な危害を及ぼすおそれがあるほか、交通遮断による経済活動の麻痺等社会生活に多大な影響を及ぼすこととなります。

そこで、危険物運搬車両による事故の未然防止と危険物取扱者の遵法意識の高揚を図るため、下記のとおり全国一斉の危険物運搬車両に対する指導取締りを実施することとしたので、貴職におかれましても、趣旨御了知のうえ、格別の協力を賜りたく依頼いたします。

記

1 実施期間

平成23年11月1日から11月30日までの1か月間

2 重点対象

消防危険物、高圧ガス、毒劇物、火薬類及び届出対象病原体等を運搬している車両

3 指導取締りの重点

- (1) 危険物運搬上の保安基準違反に対する指導取締り
- (2) 車両の安全運行に関する道路交通法等違反に対する指導取締り
- (3) 車両通行道路の制限違反に対する指導取締り
- (4) イエローカード携帯の指導

